

境港市長 様	現住所	境港市上道町3000番地	
令和6年3月1日	令和6年1月1日現在の住所	境港市上道町3000番地	
フリガナ	サカイミナト タロウ	電話番号	業種又は職業
氏名	境港 太郎	0859-47-1017	会社員
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	生年月日	大・昭平・令 30年1月1日

(代理人氏名)
境港 花子
(続柄)
妻

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

13 社会保険料控除	国民健康保険税(料)	後期高齢者医療保険料	介護保険料		
	34,400		85,600		
	国民年金保険料	その他	合計		
		120,000			
15 生命保険料控除	新生命保険料の計		旧生命保険料の計		
	10,000				
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計		
	介護医療保険料の計				
16 地震保険料控除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計		
17・18 寡婦控除、ひとり親控除	<input type="checkbox"/> 寡婦 死別・離婚・生死不明・未帰還		<input type="checkbox"/> ひとり親		
19 勤労学生控除	<input type="checkbox"/> 勤労学生控除		<input type="checkbox"/> 未成年		
	学校名				
20 障害者控除	氏名	境港 花子	同・別 身体・精神・療育・その他 1級		
	氏名		同・別 身体・精神・療育・その他 級		
21・22 配偶者(特別)控除・同一生計配偶者	氏名	境港 花子	生年月日 大・昭平・令 25年1月1日		
	個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	配偶者の合計所得金額 円 <input type="checkbox"/>		
23 扶養控除	1	氏名	生年月日	大・昭平・令 年 月 日	
		個人番号			
		続柄	同居・別居の区分	同・別	控除額
	2	氏名	生年月日	大・昭平・令 年 月 日	
		個人番号			
		続柄	同居・別居の区分	同・別	控除額
	3	氏名	生年月日	大・昭平・令 年 月 日	
		個人番号			
		続柄	同居・別居の区分	同・別	控除額
16歳未満の扶養親族(控除対象外)	1	氏名	生年月日	大・昭平・令 年 月 日	
		個人番号			
		続柄	同居・別居の区分	同・別	控除額
	2	氏名	生年月日	大・昭平・令 年 月 日	
		個人番号			
		続柄	同居・別居の区分	同・別	控除額
	3	氏名	生年月日	大・昭平・令 年 月 日	
		個人番号			
		続柄	同居・別居の区分	同・別	控除額
26 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類		
	年月日				
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額		
27 医療費控除	支払った医療費	保険金などで補てんされる金額			
200,000		55,000			

所得金額調整控除に関する事項

氏名	続柄	生年月日	大・昭平・令 年 月 日
個人番号			
特別障害者に該当する場合	身体・精神・療育・その他	級	

1 収入金額等	事業	営業等	ア	
		農業	イ	
	不動産	利子	ウ	
		配当	エ	
		給与	オ	
	雑	公的年金等	キ	2,000,000
		業務	ク	
		その他	ケ	
	総合譲渡	短期	コ	
		長期	サ	
一時		シ		
2 所得金額	事業	営業等	1	
		農業	2	
	不動産	利子	3	
		配当	4	
		給与	5	
	雑	公的年金等	7	900,000
		業務	8	
		その他	9	
	合計(7+8+9)		10	900,000
	総合譲渡・一時		11	
合計		12	900,000	
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除		13	120,000
	小規模企業共済等掛金控除		14	
	生命保険料控除		15	10,000
	地震保険料控除		16	
	寡婦、ひとり親控除		17・18	
	勤労学生・障害者控除		19・20	530,000
	配偶者控除		21	380,000
	配偶者特別控除		22	
	扶養控除		23	
	基礎控除		24	430,000
13から24までの計		25	1,470,000	
雑損控除		26		
医療費控除		27	100,000	
合計(25+26+27)		28	1,570,000	

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」に「1」と記入ください。

配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

配当割額控除額	
株式等譲渡所得割額控除額	

寄附金に関する事項

寄附先	寄附金額	寄附先	寄附金額
都道府県、市区町村分		都道府県	
住所地の共同募金会、日赤支部分		市区町村	
		条例指定分	

給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)